

# 5G ワイド利用規約

## 総則

### 第1条 規約の制定目的

株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）は契約者に 5G ワイド（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、5G ワイド利用規約（重要事項説明書、提供条件書別紙、料金等に関する相対契約書を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

### 第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.docomo.ne.jp/corporate/disclosure/agreement/>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

### 第4条 本規約の変更

当社は、当社の Web サイト上(<https://www.docomo.ne.jp/corporate/disclosure/agreement/>)への掲載その他の適切な方法によって、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、本契約（第5条に定義します）の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

### 第5条 用語の定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
提携事業者	次の各号に該当する者をいいます。 ①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下「再委託先」といいます。） ②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者
利用開始日	当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日

契約約款	当社が携帯電話回線における 5G サービスの提供条件等を定めた 5G サービス契約約款
本サービス	契約約款に基づき提供する携帯電話回線に対して、電波リソースを優先的に割り当てる機能を提供する
契約書	料金等に関する相対契約書
申込者	当社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込む者
本契約	第 6 条の規定により申込者と当社の間で成立した本規約に基づく本サービスの利用に係る契約
本サービス料金	契約書に定める本サービスの利用に係る料金
(適宜追加)	(適宜追加)

## 契約

### 第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 本サービスは、申込者ごとに作成する申込書を当社が受領したことをもって申込みが完了し、これを受け、申込者と当社が押印または電子署名した契約書の取り交わしが完了した時点をもって本契約が成立したものとします。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 本サービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、本サービスまたは当社の提供する本サービス料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 本サービスの利用に係る申込書に虚偽の記載がなされたとき。
- (5) 申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。
- (6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき。
- (7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は申込者による本サービスの利用に係る申込み完了後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項に定める申込みを取り消す場合があります。この場合、当社は当該取消により申込者が被った損害についての責任を負わないものとし、申込者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

### 第7条 最低利用期間

本サービスにおいては、契約者は、契約書に定める期間内に本契約の解約があった場合は、契約書にて別途定める金額を当社に対して一括して支払うものとします。

2 契約者が行う本サービスの全部または一部の解約が、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度を利用した解約である場合は、前項の規定を適用しません。

### **第8条 契約者の地位の承継**

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

### **第9条 氏名等の変更の届出**

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

### **第10条 契約上の地位の譲渡**

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

### **第11条 契約者が行う本契約の解約**

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社の指定する方法により当社へ通知していただきます。

2 契約者は、本サービスを解約しようとするときは、あらかじめ契約者名義、契約者住所、連絡先電話番号、その他解約の内容を特定するための事項を当社に申し出るものとします。

3 当社は、前項の規定により申し出た内容に基づき、当社による解約手続きが完了した日をもって本サービスの解約日とします。

### **第12条 当社が行う本契約の解約**

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約、および契約書に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。

**2** 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急またはやむを得ない場合。
- (2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

**3** 当社は、第13条（利用中止）(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

**4** 前項により契約の全部が解約されたときは、第7条の規定は適用しません。ただし、本項の規定は当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。

## 利用中止等

### 第13条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の提供を中断し、契約者による本サービスの利用を中止させることがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止させるときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

#### **第14条 利用停止**

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 本サービス料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 本規約に反する行為を行ったとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

#### **第15条 利用の制限**

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

## **料金等**

#### **第16条 料金**

本サービス料金は、別途契約書で定めるところによります。

#### **第17条 料金の支払義務**

契約者は、本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、

契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、本サービス料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 契約者は、利用中止または利用停止があったときであっても、その期間中の本サービス料金の支払を要します。

3 契約者が本サービス料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

## **第18条 延滞利息**

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

## **損害賠償等**

### **第19条 責任の制限**

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスにかかる料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

### **第20条 サービスレベル**

当社は、本サービスの提供にあたり、サービス品質に関する指標（サービスレベル）を設定せず、また本サービスについて、契約者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について保証するものではなく、これらに関連して契約者に生じた損害について責任を負いません。

## 雑則

### 第21条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

### 第22条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

### 第23条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第24条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を本サービスにおいて使用し、または本サービスを通じ

て送信等しないこと。

- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと。
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
- (8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと。
- (10) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為を行わないこと。
- (11) 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為を行わないこと。
- (12) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為をおこなわないこと。
- (13) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと。

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はD必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

5 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

## **第25条 契約者の協力義務**

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合。
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合。
- (3) 技術上必要な場合。
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合。

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社

に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとしします。

## **第26条 契約者に対する通知**

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとしします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

## **第27条 当社の知的財産権**

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとしします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

**2** 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとしします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと。

**3** 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとしします。

## **第28条 個人情報の取扱い**

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」（<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>）によります。

## **第29条 通信ログの取扱い**

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意し、また契約者と本サービスの利用者が異なる場合、契約者は利用者の同意を得る

ものとしします。

### **第30条 第三者への委託**

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとしします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第19条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとしします。

### **第31条 承諾の限界**

当社は、第6条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

### **第32条 管轄裁判所**

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

### **第33条 分離可能性**

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとしします。

### **第34条 準拠法**

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法としします。

### **第35条 契約約款の適用**

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとしします。

附則（令和6年4月22日）

本規約は、令和6年4月22日から実施します。